

「郡山市地域密着型サービス等運営委員会」（以下「運営委員会」という。）は、主に地域密着型サービスに関する意見等をいただくため、分科会的な役割を担うものとして、地域密着型サービスが創設された2006年（平成18年）4月から、「郡山市介護保険運営協議会」内に設置された委員会である。（※国において、既存の委員会等を活用することが認められている。）

1 運営委員会の設置（設置要綱第2条）

運営委員会は、地域密着型サービス拠点の配置や地域密着型サービス拠点整備事業者に関する意見等をいただく場として、介護保険運営協議会内に設置している。

2 運営委員会の協議事項（設置要綱第3条）

- (1) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点の配置に関すること。
- (2) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点整備事業者に関すること。
- (3) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス費に関すること。
- (4) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスに従事する人員配置基準に関すること。
- (5) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの設備及び運営に関する基準に関すること。
- (6) 介護予防支援事業者に関すること。
- (7) その他必要と認める事項。

3 委員の構成及び正副会長（設置要綱第4条・第5条）

- ・運営委員会は、介護保険運営協議会の委員で構成されている。（※設置当初より）
- ・会長及び副会長は、委員の互選により決定することとなっているが、これまで介護保険運営協議会の会長及び副会長が兼任している。

4 運営委員会の開催について

- ・運営委員会の協議事項は、介護保険事業の運営や介護保険事業計画に密接に関係するものであることから、基本的には介護保険運営協議会と同日開催となっている。
- ・公募の時期等、スケジュールの関係で、単独開催となることもある。

<参考>

○ 地域密着型サービスについて

- ・2006（平成18）年4月の介護保険法の改正により、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で生活を継続できるようにするために創設されたサービスである。
- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「看護小規模多機能型居宅介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型通所介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「夜間対応型訪問介護」の9種類のサービスがあり、原則、郡山市域における地域密着型サービスの利用者は、郡山市民に限られる。